

Title	評価規約の規定要因：米山学説 (5)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Yoneyama theory (5)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.3 (2021. 8) ,p.11- 26
JaLC DOI	
Abstract	<p>本号では、第2の論点である配分・評価分類を取上げる。今日のところ、配分・評価分類というと、割引債等の満期保有目的の金銭債権は、機械・製品等と同じく、配分カテゴリーに含まれ、売買目的有価証券が属する評価カテゴリーと対峙させられている。つまり、機械・製品等および割引債等と、売買目的有価証券との二項対立が、所与の前提になっているので、本稿でも、その前提から出発することにする。</p> <p>ところで、配分・評価分類と言え、今日一般に、損益計算要素の数とかフローとストックとの関係とかといった計算方式の属性の視点から論じられているが、米山学説では、それとは別に、計算目的と関連しているかにも思える側面からも取上げられている。そこで、この側面も、俎上に載せなければならない。</p> <p>まず前者の計算方式の属性の側面については、①損益計算要素の数、②配分額の大きさ、③損益計算要素に関する物量的フローの存否、そして④フローとストックとの関係という4点に着目して検討する。</p> <p>次に、計算目的にかかわるとされる側面であるが、ここでは、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」と「ストック額に経験的な解釈を付与する処理方法」とを規定要因として定義されている。その場合、現行会計を説明するものとみなされているのは、一方、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」をもって配分概念と定義し、他方、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」および「ストック額に経験的な解釈を付与する処理方法」をもって「配分と融合した評価」概念と定義するものである。ここでは、この配分・「配分と融合した評価」分類に焦点を当てて検討する。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210800-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約の規定要因

—— 米山学説（5） ——

笠井昭次

<要約>

本号では、第2の論点である配分・評価分類を取上げる。今日のところ、配分・評価分類という、割引債等の満期保有目的の金銭債権は、機械・製品等と同じく、配分カテゴリーに含まれ、売買目的有価証券が属する評価カテゴリーと対峙させられている。つまり、機械・製品等および割引債等と、売買目的有価証券との二項対立が、所与の前提になっているので、本稿でも、その前提から出発することにする。

ところで、配分・評価分類と言えば、今日一般に、損益計算要素の数とかフローとストックとの関係とかといった計算方式の属性の視点から論じられているが、米山学説では、それとは別に、計算目的と関連しているかにも思える側面からも取上げられている。そこで、この側面も、俎上に載せなければならない。

まず前者の計算方式の属性の側面については、①損益計算要素の数、②配分額の大きさ、③損益計算要素に関する物量的フローの存否、そして④フローとストックとの関係という4点に着目して検討する。

次に、計算目的にかかわると思われる側面であるが、ここでは、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」と「ストック額に経験的な解釈を付与する処理方法」とを規定要因として定義されている。その場合、現行会計を説明するものとみなされているのは、一方、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」をもって配分概念と定義し、他方、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」および「ストック額に経験的な解釈を付与する処理方法」をもって「配分と融合した評価」概念と定義するものである。ここでは、この配分・「配分と融合した評価」分類に焦点を当てて検討する。

<キーワード>

配分・評価分類、二面的損益計算形態、一面的損益計算形態、物量的フロー、フロー主導方式、ストック主導方式

Ⅲ 配分・評価分類に関する問題点

以上において、第1の検討課題である「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点の検討を一応終了したので、次に、第2の検討課題である配分・評価分類に関する問題点の検討に移ろう。今日、配分・評価分類と言えば、一般的には、もっぱら、損益計算要素の数とかフローとストックとの関係とかといった、計算方式の属性の側面から論じられているが、米山学説においては、計算目的にかかわっているとみなすことも不可能ではない側面からも取上げられている。そこで、この側面も検討しなくてはならない。したがって、この配分・評価分類については、①配分・評価分類の、計算方式の属性上の分類としての成立可能性、および②計算目的に関する配分・評価分類（正確には配分・「配分と融合した評価」分類）の成立可能性の2点を組上に載せなければならない。

他方、今日、制度的には（実践的には）、売買目的有価証券が時価で評価されているので、会計理論としても、配分カテゴリのみならず、評価カテゴリの導入が不可欠となっている。したがって、③評価概念が独立的に必要とされるようになった根拠が、問われなければならない。

なお、米山学説は、配分・「配分と融合した評価」分類を形成した段階で、評価（「配分と融合した評価」）をも、配分の一形態とする主張を提起している。この「評価も配分の一形態」とは、具体的には、一体どういうことなのであろうか。こうした主張が提起された根拠をみると、評価について、「期間損益額の経験的解釈（有意味性）を充足した測定操作」と「ストック額の経験的解釈（有意味性）を充足した測定操作」とが両立関係にあると定義したことに起因しているので、たしかに、②にかかわっている。しかし、他方で、その実質的な検討にさいしては、配分に関連しているいじょう、損益計算要素の数とかフローとストックとの関係とかといった、計算方式の属性を論じなければならないので、上記の①にもかかわっている。そこで、ここでは、補論として、別個に取上げることとしたい。

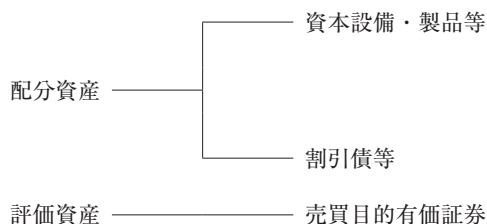
配分・評価分類に関しては、以上の4点を順次検討することとしたい。

（1）配分・評価分類の、計算方式の属性上の分類としての成立可能性

まず①配分・評価分類の、計算方式の属性上の分類としての成立可能性を取上げよう。配分・評価分類というのは、米山学説においては、Iで述べたように、まず配分資産と評価資産とに大別されるが、そのうちの配分資産については、さらに、資本設備・製品等と満期保有目的有価証券（割引債等）とに細分類されるのである。他方の評価資産には、売買目的有価証券が属しているので、配分・評価分類の具体的内容は、図表19のようになる。

こうした類別は、計算方式の属性という視点からみて、本当に、理論的に成立するのであろうか。その場合、問題は、既にIでもふれたように、割引債の位置づけであろう。すなわち、割引債は、売買目的有価証券と同じくいわゆる金融商品に属しているにもかかわらず、資本設備・製

<図表19>



品等と同じ配分資産に帰属させられているのであるが、こうした分別に、計算方式の属性上、本来、整合性があるのであろうか。

そうした疑念があるにもかかわらず、この点につき、理論的に論証されているとは言い難いのである。すなわち、米山学説においては、配分・評価の計算方式上の属性として、一方的に、損益計算要素の数およびフローとストックとの関係という二者が措定されているだけであり、配分概念および評価概念の計算方式の特質を表現するのに、このふたつの属性だけでよいのか、あるいはそのふたつの属性はどのような関係にあるのか、といった点については、さして説明されていないのである。したがって、このふたつの属性に依拠して形成された配分・評価という分類が、論理的に成立するのかどうかは、見定め難いと言ってよいであろう。

そこで、ここでは、そうした点をも視野に入れながら、(i)において、資本設備・製品等および売買目的有価証券に関して、筆者が想定する計算方式上の属性を纏めることにする。そして(ii)において、割引債についても同様に、筆者が想定する計算方式上の属性を明らかにしたうえで、それが、資本設備・製品等の属性と、¹⁵⁾ 売買目的有価証券の属性とのいずれに親和性があるのか、ということを見定めることにしたい。

(i) 商品および売買目的有価証券に関する計算方式上の属性

そこで、まず商品（以下では、資本設備・製品等の資産カテゴリーの代表例としては、商品を取上げることにする）および売買目的有価証券について、筆者が想定する計算方式上の属性を纏めておこう。ここでは、具体的な事例によって検討するので、商品については、第Ⅰ期期首に、単価50の商品を2個購入し、第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末に、それぞれ1個を60で掛売りしたとする（その掛代金120は、第Ⅲ期期首に回収したが、この掛代金について、利息の要素は、ここでは考えないことにする）。

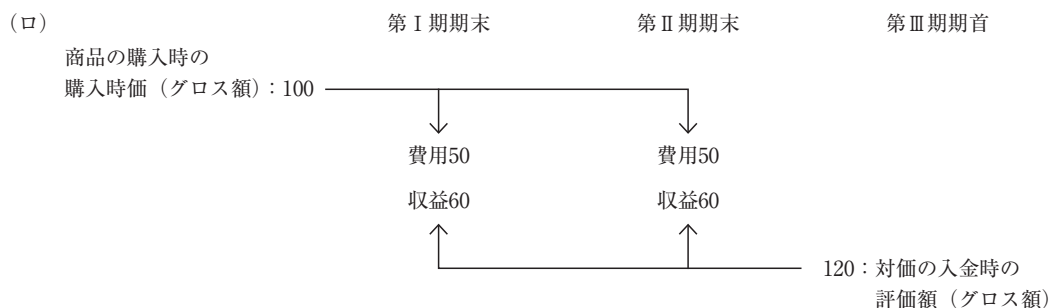
その場合の仕訳と配分の様相は、次のようになる。

15) ただし、この問題については、意思決定有用性学説および齋藤学説を取上げたさいにも検討してあるので、意思決定有用性学説に関する笠井 [2018] (V 計算方式の二項対立の妥当性)、および齋藤学説に関する笠井 [2019] (Ⅲ 配分・評価分類の実相) を参照されたい。

<図表20>

[商品に関する配分の在り方の特質]

(イ)	第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期期首
	商品100, 現金100	費用50, 商品50 売掛金60, 収益60	費用50, 商品50 売掛金60, 収益60	現金120, 売掛金120

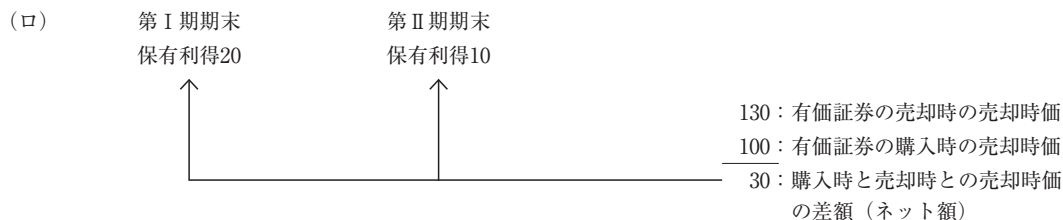


次に、売買目的有価証券であるが、その時価(売却時価)が、第Ⅰ期購入時には100、第Ⅰ期期末には120、第Ⅱ期期末および第Ⅲ期のいわゆる売却時には130であったとし、その仕訳および配分の様相を示せば、次のようになる。

<図表21>

[売買目的有価証券に関する配分の在り方の特質]

(イ)	第Ⅰ期購入時	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期売却時
	有価証券100, 現金100	有価証券20, 保有利得20	有価証券10, 保有利得10	現金130, 有価証券130



図表20および図表21から、商品および売買目的有価証券に関する配分の特徴を、①損益計算の要素の数、②配分額の大きさ、③損益計算要素に関する物量的フローの存否、そして④ストックとフローとの関係という4点に着目して、抽出することにしよう。

まず①損益計算の要素の数であるが、商品では、収益と費用という2個が存在する(二面的損益計算形態)が、売買目的有価証券では、保有利得という1個しか存在していない(一面的損益計

算形態)。

次に②配分額の大きさであるが、商品では、商品の購入時購入時価の総額(グロス額)および対価の入金時評価額の総額(グロス額)が、それぞれ、費用および収益として別個に配分されているのに対して、売買目的有価証券では、購入時の売却時価¹⁶⁾と売却時の売却時価との差額(ネット額)が、保有利得として配分されている。

次に③損益計算要素に関する物量的フローの存否であるが、商品については、物量的フローがある。すなわち、その費用に関しては、言うまでもなく、商品の出という物量的フローが現存しているし、収益にしても、その対価に関して物量的フローがあるとみてよいであろう。それに対して、売買目的有価証券については、その保有利得という損益の生起にさいし、格別に売買目的有価証券の現実の入りがあったわけではない。そこでは、売買目的有価証券のストック評価額の増加(価格(時価)の高騰)があったにすぎず、何ら物量的フローが生起したわけではない。この点には、くれぐれも留意すべきであろう。

最後に、④ストックとフローとの関係であるが、商品販売については、③物量的フローが存在することに着目すれば、フロー額の把握が可能であるいじょう、フロー額が主導しつつ、ストック額がいわば従属的に導出されたとみることが、論理的に可能である。つまり、[物量的フロー(損益計算要素)→ストック]とでも定式化できよう(以下では、フロー主導方式とよぶ)。その点、売買目的有価証券では、③物量的フローが欠如している(つまり、価格の変動があったにすぎない)いじょう、損益計算に関して、フローが主導的位置を占めることは、論理的に不可能である。そこでは、売買目的有価証券のストック額としての時価が存在するだけであるから、損益計算に関しても、ストック額が主導する形にならざるを得ず、そのストック額の評価差額として、保有利得という損益計算要素が導出されざるを得ないのである。したがって、[ストック→ストック差額(損益計算要素)]とでも定式化されるわけである(以下では、ストック主導方式¹⁹⁾とよぶ)。

16) 第I期購入時の仕訳[有価証券100, 現金100]における売買目的有価証券の数値100は、一般的には、購入時価(取得原価)とみなされているが、そうした理解には、問題がある。売買目的有価証券の価格は、各時点において期待される将来キャッシュインフローを現在の価値に割引いた数値であるから、あくまで収入額系統の数値、つまり、売却時価と考えられなければならないのである。この点については、笠井[2005](307~309ページ)を参照されたい。

17) 商品販売にさいして、その収益については、図表20(イ)に示したように、一般的には、[売掛金60, 収益(売上)60]と仕訳される。しかし、この売掛金が一種の資本貸与(いわゆる金融商品)であることを考えれば、その仕訳は、[現金60, 収益(売上)60]と[売掛金60, 現金60]との相殺とみることもできよう。したがって、物量的フローに現金を含めて考えるかぎり、収益(売上)にも、物量的フロー性があるとみてもよいであろう。商品の販売損益が交換的損益の獲得を企図しているいじょう、そのように考えたとしても、異とするには当たらない。

18) なお、売買目的有価証券については、その販売時には、一般に、売却損益が生ずるとみなされている。しかしながら、筆者はそのようには考えていない。すなわち、いわゆる販売時にも、期首時からそのいわゆる販売時まで保有したのであるから、まずもって、保有損益を計上しなければならない。したがって、期首時の売却時価からいわゆる販売時の売却時価にまで評価替えしなければならない。そうであれば、売買目的有価証券の評価額は、いわゆる販売時の売却時価になっているので、いわゆる販売時においては、売買目的有価証券と現金との等価交換になっている。したがって、売却損益は、生じないのである。この点の詳細は、笠井[2005](第9章3)を参照されたい。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表22>

	①損益計算要素の数	②配分額の大きさ	③損益計算要素に関する物量的フローの存否	④ストックと「フロー」との関係
商品	収益・費用の2個	購入額・対価額の総額（グロス額）	存在	フロー主導方式 [物量的フロー→ストック]
売買目的有価証券	利得（損失）の1個	売却時売却時価と購入時売却時価との差額（ネット額）	欠如	ストック主導方式 [ストック→ストック差額]

ここでは、この4個の属性に密接な関係があることを確認しておこう。まず売買目的有価証券であるが、③その損益計算要素に関しては物量的フローが欠如している。このように、そもそも、フローが存在しないいじょう、ストックの評価額しか存在しないのである。かくして、④「フロー」とストックとの関係については、[ストック→ストック差額]という形式、つまりストック主導方式にならざるを得ないのである。そして、このストック差額が損益計算の要素となるわけであるから、①損益計算要素は、1個しか存在しない理である。さらに、そのストック差額を加算すれば、その総和は、購入時の売却時価と売却時の売却時価との差額（ネット額）になるのであるが、②そのネット額が各期に配分されるのであるから、配分額の大きさは、そのネット額になるわけである。そのように考えれば、売買目的有価証券に関しては、①から④の要素には、密接な関連があると言ってよいであろう。

次に商品についても、この点を確認しておこう。③その損益計算要素に関して物量的フローがあるいじょう、④フロー主導方式[物量的フロー→ストック]も、もちろん成立し得るであろう。そして、商品販売という交換的損益を想定すれば明らかなように、商品という物量的フローの出があれば、対価（現金）という物量的フローの入りがあるはずである。このように物量的フローがある場合には、①収益・費用の二面的損益計算という形態の損益計算も可能になるし、他方、②そのふたつのフローのグロス額の配分も可能になるとみてよいであろう。したがって、商品についても、計算方式としては、①から④までの諸要素は、密接に関連していると言ってよいのである。

ここでは、計算方式の属性としては、③物量的フローの存否、および②配分額の大きさという2点を加えたが、そのこともあって、①損益計算要素の数と④「フロー」・ストック関係との関連にしても、明確になったと言ってよいのではないだろうか。

19) 売買目的有価証券の損益には、物量的フローは、存在しない。したがって、このカテゴリーについては、フローという用語の使用は、純理論的には、避けられるべきであると筆者は考えている。しかし、この売買目的有価証券についても、慣用的に、フローという用語が用いられているので、ここでは、やむなく用いざるを得ない場合には、カッコを付して、「フロー」と表記することにする。

(ii) 割引債に関する計算方式上の属性

以上のことを念頭において、次に、割引債の配分の在り方を考えてみよう。いま、2年後の第Ⅱ期期末（会計期間は1年）に121の償還額が約定されている割引債を、第Ⅰ期期首に100で購入したとする（つまり、金利は10%（ $100 = 121 / 1.1^2$ ））。ここでは、もちろん、いわゆる償却原価法（利息法）で処理したとしよう。

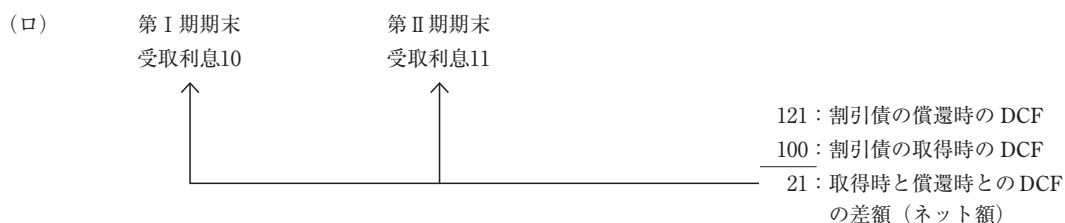
その場合、この割引債を購入し、約定通りに償還を受けた（なお、実際に現金が入金したのは、便宜、第Ⅲ期期首であったとする）企業における仕訳、配分の様相、および配分の特質を示せば、次のようになる（DCF：約定利率に基づく割引現在価値、F：フロー、S：ストック）。

<図表23>

[割引債に関する配分の在り方の特質]

(イ)

第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期期首
割引債100, 現金100	割引債10, 受取利息10	割引債11, 受取利息11	現金121, 割引債121



(ハ)

	①損益計算要素の数	②配分額の大きさ	③損益計算要素に関する物量的フローの存否	④ストックと「フロー」との関係
割引債	利得（損失）の1個	償還時と取得時とのDCFの差額（ネット額）	欠如	ストック主導方式 [ストック→ストック差額]

ここで、上の図表の（ハ）に着目し、図表22の商品および売買目的有価証券との関係を比較検討することにしよう。米山学説では、割引債は、配分資産に属するとみなされ、商品等との類縁性が主張されているが、こうした主張は、一般的にも支持されていると言ってよいであろう。その根拠は、端的に言えば、割引債等が、フロー主導方式 [フロー→ストック] に属しているとみなされてしまっているからであろう。そのように理解されてしまったことの原因をさらに辿れば、従来の会計理論が、物量的フローという概念の重要性を看過してきたことに帰着すると筆者は考えている。

しかしながら、割引債等には損益計算要素に関して物量的フローが欠如しているいじょう、割

引債等がフロー主導方式をとることなど、論理的に不可能なのである。

このように考えれば、計算方式の属性という視点からすれば、割引債は、けっして商品の類型にではなく、売買目的有価証券の類型に親和性があることになるのではないだろうか。したがって、割引債と売買目的有価証券とが同じ類型に属することにならざるを得ないように筆者には思われるのである。

そのことは、配分と評価という分類の理論的破綻に通底している、ということに他ならない。

(2) 計算目的に関する配分・「配分と融合した評価」分類の成立可能性

今日、配分・評価分類と言えば、一般に、もっぱら、損益計算要素の数とかフローとストックとの関係とかといった、計算方式の属性の側面から説かれているが、米山学説では、計算目的とみなすことも不可能ではない側面からも論じられている。前者の計算方式の属性の側面については(1)で検討したので、次に、後者の計算方式の計算目的にかかわっていると思われる側面を取上げることにしよう。この点に関しては、米山学説は、排他的関係にあるものとしての配分・評価分類と、それを是正した配分・「配分と融合した評価」分類というふたつの分類を提起しているので、その経緯を、(i)において簡単に要約しておこう。このふたつの分類のうち、現行会計は、配分・「配分と融合した評価」分類によって説明されると米山学説では考えられているようである。そこで、この分類に関して筆者が覚えている疑問を(ii)で整理したうえで、(iii)において、具体的に論じることとしたい。

(i) 配分・「配分と融合した評価」分類の形成の経緯

既にIにおいて述べたことではあるが、米山学説は、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」と「ストック評価額に経験的な解釈を付与する処理方法」という二項対立を規定要因として、それを適宜組合せることによって、計算方式の計算目的にかかわる配分・評価という概念を導出するのである。

ただし、この「経験的な解釈」ということの意味内容が必ずしも明らかではないので、I(3)(iii-2)でふれたように、ここでは、「有意味な解釈」といった漠然とした用語として理解しておけば、「期間損益に経験的な解釈を付与する処理方法」というのは、「期間損益額に有意味性を付与するような処理方法」あるいは「期間損益額が有意味性を充足しているような処理方法」を、他方の「ストック評価額に経験的な解釈を付与する処理方法」というのは、「ストック評価額に有意味性を付与するような処理方法」あるいは「ストック評価額が有意味性を充足しているような処理方法」を意味することになる。

それはともかく、米山学説においては、まず当初は、配分と「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」とを、および評価と「ストック評価額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」とを一義的に結び付けつつ、かつ、その両者（配分と評価、あるいは「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」と「ストック評価額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」）を排他的関係にあるとみたのである。

しかし、そうした結び付けでは、評価概念に属する売買目的有価証券を合理的に説明できないところから、評価という概念を変更するに至り、「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」という規定要因および「ストック評価額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」という規定要因を内包するものとして、評価という概念を新たに定義したわけである。この新しい評価概念については、本質的には、「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」と「ストック評価額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」とが、両立関係にあると筆者は考えているが、米山学説では、配分と評価とが両立関係にあるとみなされているようなので、ここでは、この新たな評価概念を、「配分と融合した評価」とよぶことにする（この点については、註6を参照されたい）。いずれにしても、この配分と「配分と融合した評価」という分類によって、現行会計は、合理的に説明されると米山学説は考えているようである。

しかしながら、米山学説においては、ただそのように定義されただけであり、この配分と「配分と融合した評価」という分類が計算方式の計算目的の視点から理論的に成立する、ということは格別に論証されているわけではない。そこで、ここで、取上げなければならないのである。

以上のふたつの分類の規定要因を纏めれば、次のようになろう（(ロ)におけるZは、当該個所が空所になっていることを、つまり、規定要因が欠如していることを意味している）。

<図表24>

(イ) 当初の配分・評価分類（排他的関係）の規定要因

配分	評価
期間損益額に有意味性を付与する処理方法	ストック額に有意味性を付与する処理方法

(ロ) 配分・「配分と融合した評価」分類の規定要因

配分	「配分と融合した評価」
期間損益額に有意味性を付与する処理方法 Z	期間損益額に有意味性を付与する処理方法 ストック額に有意味性を付与する処理方法

(ii) 配分・「配分と融合した評価」分類に関する問題点の所在

以上のように、米山学説において、計算目的の視点から現行会計を合理的に説明するのが、配分・「配分と融合した評価」分類であるとすれば、この分類が、計算目的の視点から理論的に成立するかどうか、ということが問われなければならない。

そこで、図表24（ロ）の分類図式を見てみよう。そこで直ちに気付くことは、そのメルクマールがアンバランスであり、配分概念には、Zという空所が存在する点である。つまり、配分概念というのは、「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」というメルクマールだけによって規定されているのに対して、「配分と融合した評価」概念というのには、「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する処理方法」のみならず、「ストック額に有意味性（経験

的な解釈)を付与する処理方法」というメルクマールも、加えられているのである。したがって、「ストック額に有意味性(経験的な解釈)を付与する処理方法」にかかわるメルクマールは、配分概念には存在しないわけである。

これは、「事業資産」・「金融資産」分類についても指摘したことではあるが、ひとつの分類体系としては、奇異なことと言わざるを得ない。配分概念にも、そのZに、「ストック額に有意味性(経験的な解釈)を付与する処理方法」にかかわる何らかのメルクマールが付け加えられなければならないのではないだろうか。

もっとも、そのZに何が加えられるべきなのかについては、多様な見解があり得ようが、それは、筆者の関心事ではない。そこで、ここでは、ごく単純に考えて、Zとして(α)「ストック額に有意味性を付与する処理方法」を指定する見方と、それと排他的関係にあるものとしての(β)「ストック額に有意味性を付与する処理方法」ではない処理方法(これを、以下では、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」と表現することにする)を指定する見方との二項対立を想定しておこう。

しかし、このうち(α)は、明らかに成立しない。なぜなら、この場合には、Zが「ストック額に有意味性を付与する処理方法」を意味するのであるから、配分概念と「配分と融合した評価」概念とのメルクマールが、まったく同一になり、したがって、配分概念に属する諸勘定項目と、「配分と融合した評価」概念に属する諸勘定項目とを識別することが、論理的に不可能になってしまうからである。つまり、配分概念と「配分と融合した評価」概念との区別は、分類として無意味になってしまうのである。

そこで、ここでは、(β)の方向、つまり、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」をZとして想定する方向を追究することにしよう。(β)の場合には、配分概念のメルクマールは、「期間損益額に有意味性を付与する処理方法」と「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」とのふたつになるが、問題は、配分概念に属する諸勘定項目が、はたして、このふたつのメルクマールによって合理的に説明できるかどうかである。

その点を、次の(iii)において、配分概念に属する資本設備・製品等のいわゆる費用性資産、およびいわゆる金融商品に属している割引債(満期保有目的有価証券)の事例によって検討すること²⁰⁾としたい。

20) 今日、配分概念による説明に問題がある項目として一般に指摘されているのは、むしろ、特別修繕引当金等のいわゆる負債性引当金、あるいは資産除去債務などのいわゆる擬制負債であろうか。例えば特別修繕引当金の事例でみると、何年かに一度大修繕を行わなければならない溶鉱炉のような場合、将来生ずる実際の修繕に先立って、修繕費が計上されなければならないが、それに伴って、特別修繕引当金が形成される。この引当金は、将来修繕費の一部を当期に配分した結果として生じた貸方項目であるから、何らの実在性もないいわゆる擬制負債にすぎない。したがって、これらの計上は、会計上望ましくないという理解が、一般化している。

こうした一般的理解によれば、特別修繕引当金は、(β)において追加されたメルクマール「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」に該当するということになるようである。

しかし、その点について、筆者は、当該経済事象の構成の仕方に問題があり、特別修繕引当金の貸借対照表能力自体が否定されなければならないと考えている。つまり、当該経済事象を修繕事象にかかわらしめるかぎり、現実²⁰⁾に修繕が行なわれるのは(修繕費が発生するのは)、将来時点であるから、特別修繕引当金を

(iii) 割引債の償却原価および資本設備・製品等の取得原価の説明可能性

以上のように、配分概念のメルクマールを、「期間損益額に有意味性を付与する処理方法」および「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」のふたつに求めた場合、配分概念に属する割引債の償却原価評価および資本設備・製品等の取得原価評価は、合理的に説明できるのであろうか。この場合、仮に配分概念のメルクマールが、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」だけであれば、割引債の償却原価評価および資本設備・製品等の取得原価評価は、合理的に説明されると言ってよいのかもしれない。すなわち、ストック額の有意味性ということ、例えばリスク・実態表示とみなせば、時価評価されなければならないのであろうから、償却原価・取得原価は、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」とみなすことも、不可能ではない。

しかし、ここで取上げている配分概念には、「期間損益額に有意味性を付与する処理方法」というメルクマールも、存在している。そうであれば、このメルクマールの存在によって、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」が、どのような意味合いを持つことになるか、ということが問われなければならない。

そのことは、当初の配分・評価分類における、「期間損益額に有意味性を付与する処理方法」というメルクマールの欠如した評価概念（図表24（イ））と、配分・「配分と融合した評価」分類における、「期間損益額に有意味性を付与する処理方法」というメルクマールの付加された「配分と融合した評価」概念（図表24（ロ））との相違を明らかにすることによって、審らかになるであろう。結論的には、このメルクマールの存在により、資産ストックの評価額は、損益計算にかかわる有意味性を具えていけばよい、ということになると筆者は考えている。この点を、(iii-1)において検討する。

次いで、(iii-2)において、その論理を売買目的有価証券の時価について確認したうえで、同じ論理が、配分概念に属する割引債の償却原価および資本設備・製品等の取得原価にも適用できることを(iii-3)において明らかにする。そうであれば、割引債の償却原価および資本設備・製品等の取得原価というストック額も、売買目的有価証券の時価と同じように、損益計算上の有

ㄨ 計上することは、将来修繕費を当期費用とみなすことに他ならない。これは、明らかに、当期に発生した費用を計上するという発生主義原則の大前提に悖っている。発生主義会計のもとでは、特別修繕費という将来費用の計上は、否定されなければならないが、したがって、それに見合う特別修繕引当金の貸借対照表の計上能力もまた、否定されなければならないと筆者は考えている。このように、貸借対照表能力がないじょう、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」に該当することも、ないはずなのである。

それでは、この問題については、どのように考えたらよいのであろうか。その点、筆者の考えは、次のようなものである。すなわち、修繕を行なうとしたら、それ以前に損傷が生じていなければならないはずである。そうであれば、その損傷費の計上に伴い、まずもって、溶鉱炉等の設備資産の物的損傷が認識されていなければならない。したがって、当該経済事象について計上されるのは、設備資産の物的損傷であり、それに見合う特別損傷引当金（つまり、評価性引当金）が計上されなければならない。したがって、特別修繕引当金といういわゆる負債性引当金（擬制負債）が生ずることはないというのが、筆者の考えである（この点の詳細は、笠井 [2011a] および笠井 [2011b] を参照されたい）。

なお、資産除去債務についても同断であり、資産除去費が将来事象であるかぎり、発生主義会計という大前提のもとでは、当期に計上することはできず、その結果、資産除去債務の貸借対照表計上能力も、否定されざるを得ないことになる（この点の詳細は、笠井 [2012] および笠井 [2013a] を参照されたい）。したがって、「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」に該当することもないのである。

意味性を具えていることになるのである。

したがって、 (β) における「ストック額に有意義性を付与しない処理方法」というメルクマールによっては、割引債の償却原価および資本設備・製品等の取得原価は、合理的に説明できないことになり、その意味において、配分概念、ひいては、配分・「配分と融合した評価」分類は、理論的に成立しないというのが筆者の結論である。

以下、そのような発想のもとで、議論を展開する。

(iii-1) 「期間損益額に有意義性を付与する処理方法」の存在意義

現行会計を説明するものとしての、配分と「配分と融合した評価」という分類において、「配分と融合した評価」概念(図表24(ロ))については、「期間損益額に有意義性を付与する処理方法」と「ストック評価額に有意義性を付与する処理方法」とが両立関係にあると考えられているようである。この場合、問題は、この「配分と融合した評価」概念に関する計算目的の実質的内容である。それを理解するためには、両立関係にあるふたつのメルクマールの内容を具体的に検討しなくてはならない。まず前者の「期間損益額に有意義性を付与する処理方法」であるが、これは、ひらたく言えば、「有意義な損益額を算出する処理方法」ということであろうから、その計算目的が損益計算にあるということを含意しているとみなすことができるのではないだろうか。

それに対して、「ストック評価額に有意義性を付与する処理方法」というのは、どのように理解したらよいのであろうか。この表現だけでは、損益計算という計算目的との関係が不明であり、その意味で、配分・「配分と融合した評価」分類における「配分と融合した評価」概念の計算目的上の意味内容(特質)が明らかになったとは言えず、ここに検討する必要があるのである。その点を、当初の排他的関係にあるものとしての配分・評価分類における評価概念(図表24(イ)の評価概念)の特質と比較することによって、明らかにすることにしてしよう。

この配分・評価分類における配分概念(図表24(イ)の配分概念)は、「期間損益額に有意義性を付与する処理方法」と定義されているいじょう、上述のように、損益計算を計算目的としていると言ってよいであろう。米山学説では計算目的という用語はほとんど使用されていないが、会計を究極的に規定しているのは、計算目的という概念であると筆者は考えているので、ここでは、主として、この用語を用いることにする。

それに対して、配分・評価分類における評価概念(図表24(イ)の評価概念)は、「ストック評価額に有意義性を付与する処理方法」と定義されているが、これも、配分の「期間損益額に有意義性を付与する処理方法」という定義が計算目的にかかわっているとしたら、計算目的にかかわっているとみてよいのではないだろうか。しかも、配分(損益計算)と評価とが排他的関係にあるとしたら、評価概念の「ストック評価額に有意義性を付与する処理方法」という定義におけるストック評価額というのは、損益計算と対立する計算目的にかかわっているとみてよいであろうか。今日の用語を用いれば、さしずめ、リスク・実態表示といったところであろうか。その場合には、ストック額は、そこから生ずる最新のキャッシュインフローの期待値および利率率によって算出された割引現在価値あるいは時価で評価される可能性が想起されよう。

このように、配分・評価分類を採用した場合、その評価資産は、損益計算の論理とは無関係に、むしろリスク・実態表示の論理のもとに、割引現在価値あるいは時価で評価されることも考えられよう。

それに対して、配分・「配分と融合した評価」分類における「配分と融合した評価」概念の場合には、どうであろうか。ここでは、「期間損益額に有意性を付与する処理方法」と「ストック評価額に有意性を付与する処理方法」とが両立していると考えられる。そうであれば、この「配分と融合した評価」概念にしても、前者の「期間損益額に有意性を付与する処理方法」に制約されて、損益計算を計算目的としていることになるのではないだろうか。そのように考えた場合には、「ストック評価額に有意性を付与する処理方法」にしても、損益計算という計算目的に制約されざるを得なくなるのではないだろうか。つまり、そのストック評価額にしても、損益計算に制約された数値、つまり損益計算にとり有意性のある数値ということになるのではないだろうか。

そうした理解によれば、一口に評価資産と言っても、排他的関係にあるものとしての配分・評価分類における評価概念（図表24（イ）の評価概念）と、配分・「配分と融合した評価」分類における「配分と融合した評価」概念（図表24（ロ）の評価概念）とでは、そのストック額の意味内容に、大きな相違が認められるのである。すなわち、前者の評価概念においては、計算目的の指定の仕方のいかんによっては、ストック額の評価は、損益計算ということに制約されることはない。例えばリスク・実態表示目的といった計算目的を指定すれば、ストック額を、損益計算とは関係なく、割引現在価値あるいは時価で評価することも、不可能ではない。それに対して、後者の「配分と融合した評価」概念においては、計算目的は損益計算に制約されているので、ストック額の評価にしても、損益計算上の有意性を具えていればよいのである。

この知見を念頭において、次に、現行会計において、「配分と融合した評価」概念に属している売買目的有価証券の時価評価の意義と、配分概念に属している資本設備の取得原価および割引債（満期保有目的有価証券）の償却原価の意義とを、それぞれ（iii-2）と（iii-3）とにおいて検討することとしたい。

（iii-2）売買目的有価証券の時価評価の意義

以上のような（iii-1）で得られた知見に基づいて、「配分と融合した評価」概念に属する売買目的有価証券の時価評価の意義を考えてみよう。結論的には、ここでは、たしかに、時価で評価されているが、しかし、それは、けっして、第一義的にストックそれ自体の評価を企図したものではない。あくまで、損益計算という計算目的を遂行するためのいわば手段として時価評価が採用されたにすぎないのである。すなわち、売買目的有価証券については、当該売買目的有価証券の時価の将来の高騰を予測したので、その時価差額という投機的損益の獲得を企図して、購入あるいは保有の継続という意思決定がなされたのである。

損益計算上の企図がそうした時価差額の獲得にあるので、それに制約されて、当該売買目的有価証券が時価で評価されたわけである。したがって、けっして、例えばリスク・実態表示を目的として、時価評価が採用されたわけではないことには、くれぐれも留意すべきである²¹⁾。もちろん、時価で評価されているいじょう、リスク・実態表示にも適っているわけではあるが、しかし、それは、結果的にみて、いわばたまたまそうなったにすぎず、けっして、リスク・実態表示そのことを目的としたわけではない。

そして、売買目的有価証券の時価評価が、このように損益計算のもとに位置づけられることは、貸借対照表の有意味性にとり、きわめて重要なのである。すなわち、リスク・実態表示目的のもとに売買目的有価証券を時価で評価するということは、(i) でみたように、配分概念と評価概念とが、計算目的上、損益計算と例えばリスク・実態表示目的といった排他的関係にあるということを含意しているが、その場合には、貸借対照表上において、損益計算に有意なストック評価額とリスク・実態表示目的に有意なストック評価額とが混在していることになり、その加法性が喪失してしまうであろう。そのように考えれば、(i) で述べた、排他的関係にあるものとしての配分・評価分類は、筆者の想定する計算目的という視点からは、理論的に破綻していると言わざるを得ないのである。したがって、計算目的の視点からは、配分と「配分と融合した評価」という分類に行き着かざるを得なかったのである。

(iii-3) 割引債の償却原価および製品の取得原価の意義

配分と評価とが排他的関係にある場合、計算目的の視点からすれば、ストック額として、損益計算上の数値と例えばリスク・実態表示上の数値とが混在することになり、その加算額には、計算目的としての統一性が喪失し、したがって、理論的に破綻してしまう。そのかぎりでは、いわば必然的に、配分・「配分と融合した評価」という分類に行き着かざるを得なかったのである。しかし、その分類のもとでは、「配分と融合した評価」に属する売買目的有価証券のストック額は、あくまで時価差額（投機的損益）の獲得という損益計算上の保有目的に制約されて、時価で評価されるのであった。けっして、リスク・実態表示目的のもとにおけるようなストック評価額それ自体を意味するようなものではなくなっているのである。つまり、時価評価というのも、ストックそれ自体のリアリティを表現するためのものというより、時価差額獲得という損益計算上の意図に制約されたものに他ならないということである。

もしそのように考えてよいとするならば、配分に属するとされる割引債の償却原価あるいは製品の取得原価にしても、そのそれぞれのストック額は、同じように説明できるのではないだろうか。まず割引債の償却原価をみてみよう。償却原価額というのは、元本額にその時点までの受取

21) もしリスク・実態表示を目的とするのなら、売買目的有価証券の時価評価が、貸借対照表本体で計上される必然性は、ない。注記あるいは付属明細表で時価を開示すれば、事足りるのではないだろうか。

その点、損益計算を計算目的とする場合には、売買目的有価証券は、損益計算書において時価差額が保有損益として計上されなければならないので、そのためには、貸借対照表において、時価で評価されていなければならないのである。

利息額を加算した数値に他ならないが、割引債は、損益計算上、定利の獲得を企図しているので、償却原価の差額が問題になる。したがって、割引債自体は、償却原価で評価しつつ、その償却原価差額としての受取利息を算出するのである。これは、売買目的有価証券の時価評価の論理とまったく同じである。そのように考えれば、割引債の償却原価評価は、その時点のストックのリアリティを表現するものではないにしても、損益計算的には有意義なストック額になっていると言ってよいのではないだろうか。つまり、割引債の償却原価評価は、損益計算的には有意義性が付与されている、というのが筆者の考えである。

それでは、製品の取得原価は、どうであろうか。この取得原価というのは、購入時あるいは生産時という過去における数値が引継がれているのであるから、取得原価評価に対しては、一般に、「ストックのリアリティを表示していない」、つまり「有意義なストック額を表示していない」という批判が寄せられている。しかし、本当にそのように考えてしまってよいのであろうか。

そうした批判は、「製品等の価値生産活動については、犠牲（費用）によって成果（収益）が産出されるというプロセスがあり、会計はそれを忠実に描写する機構である」という会計の特質が看過された謬論であると筆者は考えている。すなわち、製品等の価値生産活動においては、交換的損益の獲得を企図しているので、犠牲（費用）と成果（収益）との交換が不可欠なのである。しかも、その交換的損益の場合、会計においては、犠牲（費用）は引渡した製品によって、また成果（収益）は対価によって表現することが合理的なので、将来の費用に相当する費用性資産は、犠牲額を表現する取得原価で評価されることになるのである。費用と収益とのそのような役割分担を考えれば、費用性資産の取得原価評価は、損益計算上、有意義なストック額になっていると言ってよいのである。

もっとも、その犠牲額としては、実際に取得した時点の犠牲額（いわゆる取得原価）だけでなく、現在時点で想定できる犠牲額（いわゆるカレントコスト）を想定することもできよう。しかし、後者のカレントコストは、いわゆる機会原価の概念に他ならず、現実の企業の経済活動を忠実に描写するものとしての会計には、馴染まない。したがって、いわゆる費用性資産については、取得原価で評価されなければならないのである。

このように考えれば、製品等の取得原価評価は、会計的損益計算にとり有意義なストック評価額になっていると言ってよいのではないだろうか。つまり、製品等のストック額には、損益計算上有意義性が付与されている、というのが筆者の考えである。

(iii-4) 小括

計算目的の側面について現行会計を説明するとみなされた、米山学説の配分・「配分と融合した評価」分類においては、図表24（ロ）に示したように、そのメルクマールがアンバランスなところから、ここでは、その点を是正すべく、配分概念に、「ストック額に有意義性を付与しない処理方法」というメルクマールを追加したのであった。これが、 (β) の方向に他ならない。

しかし、それは、もちろん、単に形式を整えたにすぎないのであるから、問題は、その「期間

損益額に有意味性を付与する処理方法」および「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」という配分概念に関するふたつのメルクマールによって、配分に属する諸項目が、合理的に説明できるかどうかである。そこで、その点を、(iii)において、割引債の償却原価および資本設備・製品等の取得原価の事例によって検討したのである。その検討結果は、次の2点に纏めることができよう。すなわち、まず第1は、そのいずれの事例もが、ストック額として、損益計算上の有意味性を具有していると言ってよいことである。そうであれば、(β)の見方における配分概念の「ストック額に有意味性を付与しない処理方法」というメルクマールによっては、合理的に説明されているとは言えないのではないだろうか。

そして第2は、「配分と融合した評価」概念に属する売買目的有価証券の時価評価と、配分概念に属する割引債の償却原価評価および資本設備・製品等の取得原価評価とは、共に、損益計算上の有意味性を具有していることである。このように、共に、同一の論理によって説明できるいじょう、その両者は、損益計算におけるストック額の有意味性という視点からは、カテゴリーを異にするものではない。したがって、配分・「配分と融合した評価」という分類の成立は、理論的に困難なのではないだろうか。

以上の検討結果によれば、米山学説によって、計算方式の計算目的の側面から形成された配分・「配分と融合した評価」という分類は、理論的に成立し難いということになる。

参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井 [2010a]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
笠井 [2010b]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
笠井 [2011a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（1）——」『三田商学研究』第54巻第2号
笠井 [2011b]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（2）——」『三田商学研究』第54巻第4号
笠井 [2012]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（1）——」『三田商学研究』第55巻第5号
笠井 [2013a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（2）——」『三田商学研究』第55巻第6号
笠井 [2013b]：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号
笠井 [2013d]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第5号
笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（4）——」『三田商学研究』第62巻第5号
笠井 [2020]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（5）——」『三田商学研究』第62巻第6号
斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店